

**札幌新まちづくり計画市民会議  
共生・地域づくり分科会第3回会議概要録**

**日 時** 平成16年2月3日(火) 17:30~20:45

**場 所** テレビ塔ホール 2階 すずらん

**出席者** 杉岡直人 会長 ・伊藤淑子 副会長  
岩田美香 委員 ・黒田澄雄 委員 ・柴川明子 委員 ・燕 信子 委員

**次 第**

- 1 開 会
- 2 議 事
  - (1) 今後の分科会の進め方
  - (2) 事務局説明(資料「ビジョン編に向けての市の素案」)
  - (3) 意見交換
- 3 閉 会

**議事の概要**

最初に、今後の議論の進め方について、杉岡会長より確認がなされた。

続いて、事務局から資料1「ビジョン編 構成イメージ」及び資料2「ビジョン編に向けての市の素案」についての説明の後、これらについての意見交換が行われた。

次に、伊藤副会長より「共生・地域づくり分科会に関する検討・報告(試案)」についての説明があり、この試案の内容について意見交換が行われた。

## 意見交換の概要

### 資料2「市の素案」について

#### 燕委員

- ・ 重点戦略課題「地域での高齢者・障害者の自立支援の促進」では、「高齢者や障がい者が自分自身に適したサービスを選択・活用できていない」という現状を認識すべき。
- Q 重点戦略課題「少子化対策の推進」に関して、障がい児の子育てという視点で、障がい児保育はどうなっているのか。
- A 基本的には168の認可保育所で中度、軽度の障がい児は受け入れ可能である。重度の障がい児については審査会で判定する。（事務局）
- Q 児童クラブ、学校施設方式の児童クラブ、民間学童保育所に対する障がい児受け入れに関する助成はどうなっているのか。
- A 放課後児童健全育成事業において、民間は5年生、児童会館、ミニ児童会館の児童クラブ、および学校施設方式の児童育成会は4年生までとなっているが、さらなる充実に向けて予算要求をしている。（事務局）
- Q 障がい児は何歳まで保育に欠けると判断しているか。
- A 保育に欠けるかどうかではなく、小学校6年生までは受け入れたいと考えている。（事務局）
- ・ 6年生で一人で留守番、生活ができる障がい児は軽いほうであり、中度、重度は介護が必要になるので親が就労できないという現状がある。障がい児の学童保育充実をぜひ施策に反映してほしい。

#### 黒田委員

- ・ 「各主体の主な役割」に大学を入れてほしい。地域との接点もあるし、早稲田大学などそういう活動をしている例もある。

#### 柴川委員

- Q 重点戦略課題「地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進」の「施策の基本方針」に「心のバリアフリーが広がるように努める」とあるが、それがどう施策に結びつけられるのか。
- A 明文化はしていないが「心のバリアフリー」はこの重点戦略課題の施策全般にかかる。（事務局）
- ・ 具体的な施策のところで「心のバリアフリー」が市民、行政関係者に見えるような形にしておきたい。（杉岡会長）

#### 岩田委員

- ・ 重点戦略課題「少子化対策の推進」に関してだが、全国的に子どもを産みたいのに産めない原因で一番に挙げられるのが、経済的な負担が大きいということ。「子育て家庭の経済的、精神的・肉体的負担」を「現状と課題」に加えたほうがいい。
- ・ 「母性・父性」という表現があるが、子育てとなると母性が先にくるというイメージがある。
- ・ 子育て家庭は、障がい児のいる家庭、母子家庭など様々であり、あらゆる家庭を支援していくという趣旨が伝わる表現にしてほしい
- ・ 札幌市がつくっている「子育てガイド」はとてもよい冊子だが、あまり知られていない。「広報の周知」をどこかに入れてほしい。
- ・ 共通の視点として、「望ましい街の姿」にあるような市民の主体的なまちづくりによって全体が発展していくというところに注目したい。そのときには行政で総合的な窓

口対応ができないと成果も見えにくい。(杉岡会長)

#### 燕委員

Q 成果指標のこの項目で成果が分かるのか。

A 各重点戦略課題に関するすべての成果を表すものではなく、各課題の一定の側面を表すものとして設定している。(事務局)

Q 成果指標は意見を言って追加できるのか。

A 現状値の把握の問題があるので、可能かどうかを市で検討する。(事務局)

- ・ 成果指標「子育てしやすい街だと思ふ人の割合」は、障がいのない子とある子を育てる場合とでは大きく数字が違ふことが予測されるが、ひとくくりにすると分からなくなる。
- ・ 重点戦略課題「地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進」の成果指標として、「障がいのある人が地域で暮らせると感じられる値」を入れてほしい。
- ・ 成果指標は今回試行的に導入するものであり、各部局でこれまでに実施しているアンケート調査や、事業を実施する中で把握できるデータの範囲で設定している。(事務局)

#### 伊藤副会長

Q 目標値達成の確認はどうするのか。

A 必要な調査の実施等も含めて検証していく。(事務局)

- ・ 「介護サービスを受けながら、在宅で生涯を全うできた人の割合」を8.5%から14%にするという目標があるが、実際は減るのを抑えるので精一杯ではないのか。

Q いろんなとりかたがあると思うが、何をもち「在宅」とするのか。

A 亡くなられた月の前月に介護保険サービスを使われていたかどうかで判断する。(事務局)

#### 伊藤副会長提出資料「共生・地域づくり分科会に関する検討・報告(試案)」の補足説明

##### 伊藤副会長

- ・ 表は市の素案の重点戦略課題に対応する形になっている。試案と市の素案とを抱き合わせで出すことで、行政と市民の共同作業ができるという考えでつくった。
- ・ 「少子化」の部分については内容的に十分でなく、岩田委員などにご意見をいただきたい。
- ・ 表、Q & Aとも分科会報告に適した形ではないと認識している。Q & Aを通常の文章に書き換えて表を補足資料としてつけることを想定している。

#### 伊藤副会長提出資料(試案)について

- ・ 試案は議論の中心に迫っている。市の素案はバランス良く書かれているので、それにこうした提言がプラスされるのがベストである。(燕委員)

- ・ 試案は現状、課題、施策、提言と順を追ったつくりで分かりやすい。(柴川委員)

Q 先行的な実践を普遍化していくための具体的な施策はどのようなのか。(柴川委員)

A 試案の「体験から得られたノウハウの蓄積と伝達を支援します」というのがその部分である。(伊藤副会長)

- ・ 自ら地域で活動についてもっと広報することも必要。声を出すことで協力の輪も広がるし考え方も世に出て行く。行政にお願いするということもあるが、基本的には自分たちで汗をかかないといけない。(黒田委員)

- ・ 試案は分かりやすいと思う。各論を言うとき各委員の意見が入ってどんどん大きくなってしまふので、各柱ごとに重点としたいことを表にし、素案を書き換えたビジョン編には重点であることを明記する。そうすれば、提言書とビジョン編、双方の整合がと

れる。(岩田委員)

- ・市の素案は試案に合わせて書き直さなくてもいいので、これら2つを並べて出すようにしてほしい。(伊藤副会長)
- Q 分科会の中での意見の採用、不採用は分科会での議論の結果であって、市が決めるわけではないですね。(杉岡会長)
- A 分科会報告の段階では市の素案を変えることにはならない。市民会議から、市の素案に対する意見、素案にはない視点、施策についての意見を含めて提言してもらった上で、素案を踏まえてビジョン編をつくるという形である。ただし、提言の内容がビジョン編に入るかどうかは市の内部的な議論による。(事務局)
- ・各委員は試案に対する意見を送ってほしい。それを踏まえて改訂版を作成する。(伊藤副会長)
- Q 分科会報告のフォーマットがまだ決まっていないのか。(杉岡会長)
- A フォーマットは他の分科会での議論も踏まえて事務局で検討したい。(事務局)
- ・伊藤委員の試案は散発的であり提言の具体性が十分ではないので、私たちの発言内容を確実に指摘している中間報告資料の内容を組み込むことが必要になると考えるがいかがか。(杉岡会長)
- ・具体的なものを盛り込むことができるのであれば、そうしたほうがいい。(柴川委員)
- ・それぞれの資料を重ねて出せばよい。(伊藤副会長)
- ・そう。基本的には網羅的な内容にしないと正確な意見が反映されない。(杉岡会長)
- ・中間報告資料の枠組みについては、実際の議論内容に即して見直してほしい。(燕委員)
- ・「施設の借り上げ、貸与制度」とあるが、指導場所の確保が民間学童保育所をつくる基礎的な要件なので、今の段階では難しい。(事務局)
- ・施設の老朽化への対応も含めて書いている。(伊藤副会長)
- Q 児童クラブは公設公営で、民間学童保育所への助成は家賃、指導員の給料の2分の1という基準は不公平ではないか。学童保育所だけではなく、公設公営のものと民間の助成基準が不公平であってはならないと考える。(燕委員)
- A 児童クラブと民間学童保育所は基本的に、差がある、ないではなく、それぞれ違った内容のものを提供しているという認識である。(事務局)

#### 燕委員

- ・「少子化」の部分に「民間のものを支える」ということを入れてほしい。
- ・「高齢・障がい者との共生」で欠けているのが、施設から地域へという視点。施設をつくらない、削減するということが書かれていない。施設をつくれば義務的経費がかかるので、裁量的経費である在宅サービスにまわる財源が減ることにつながる。
- Q 入所施設をどうするかに触れずに知的障がい者の地域生活の充実はあり得るのか。
- A 障害者保健福祉計画では入所施設を増やすとはうたっていない。なおかつ、既存施設も入所にとどまらない、地域で暮らしていくための循環型を目指している。既存の施設を削減するというより、グループホームの設置個所を増やししながら、地域生活ができるようにするというのが計画の基本である。(事務局)

#### 伊藤副会長

- ・グループホームを充実することで地域で生活ができるようになる。また入所施設の集団生活よりも手厚い介護が受けられるので重度の障がい者が助かることにもなる。施設入所よりもコストが安いという点もある。
- ・ただ、グループホームも、重度の方も入れるように、国の基準よりも緩和したり、手

厚くしたりしないと、結局施設に行かざるを得ない。

#### 事務局

- ・ 計画では、グループホームは10年間で200か所増やすことになっており、急速に進めているところである。入居者の要望で一番多いのは家賃補助であり、今後の検討課題。
- ・ 試案では「札幌市民は、障がい者と共生していません」と表現されているが、そうは言い切れないと思う。療育手帳を所持している18歳以上の方は平成15年で約5,600人、うち、入所されている方は約1,750人なので、知的障がい者の在宅比率は約70パーセントである。

#### 燕委員

- ・ 札幌市に住んでいながら入所施設に入っているということは共生ではない。
- ・ 道内施設に入所する知的障がい者の7割が地域生活を望んでいるという調査結果があるが、1年間で地域生活に移行した人は1パーセントに過ぎないという現実を踏まえるべき。
- ・ 在宅生活をしていけばよいということにはならない。それは重度なほど家族介護に頼っているということ。在宅支援が充実していないのに「施設に入っていないから共生している」とはいえない。
- ・ 市の考え方は入所施設を単純に増やすことはしないということ。入所が必要な方については入所施設そのものを循環型とする。地域生活が適当な人については地域にグループホームを設置する。また、入所施設には在宅生活を支援するための機能もある。(事務局)
- ・ 「共生」という概念は法律上規定されているわけでもなく、辞典的に確立されているわけでもないので「共生していない」という表現は適切ではない。(杉岡会長)

Q 試案では「大規模施設」と表現されているが、札幌の入所更正施設の平均入所者数は55人程度である。「大規模施設」と言えるか。(事務局)

A 「大規模」は削除する。(伊藤副会長)

#### 杉岡会長

- ・ 非営利組織の活動の質を行政が評価するような書き方は避けてほしい。「非営利組織＝安いサービス」と考えられるとNPOのあり方がゆがめられてしまう。

#### 事務局

- ・ 国民健康保険料負担の問題が「健康づくり」という項目の中で取り上げられているが、それは一般市民にとって分かりづらいのではないか。
- ・ また、国民健康保険はもっと大きなフレームで論じていく課題であり、この会議の報告としてはいかがなものか。